

平成31年度

目黒区立高齢者福祉住宅

空き室待ち使用予定者募集案内

目黒区立高齢者福祉住宅は、取り壊しなどのため2年以内に立ち退きを要求されている、又は住宅環境が劣悪な民間賃貸住宅に居住している65歳以上のかたを対象としています。

高齢者福祉住宅は、ご本人が自立して居宅生活ができるかた向けの住宅で、介護専用の施設とは異なります。高齢者福祉住宅は、区長の使用許可により使用者の皆さんが使用できるものであり、区の条例・規則等に基づき管理運営されています。(民間賃貸住宅等の契約関係とは異なります)

毎年一回、目黒区内の高齢者福祉住宅に、空き室が生じた場合に入居できる「空き室待ち使用予定者」を募集します。

応募されたかたの資格審査をしたうえで、応募資格に該当するかたの中から抽選により「空き室待ち使用予定登録者順位」を決定し、空き室が生じた住宅を順次ご案内します。

空き室が生じた住宅を案内しますので、住宅の指定や選択は、原則としてできません。あらかじめご了承ください。

1 募集期間

平成31年1月25日(金)から平成31年2月7日(木)まで

2 募集登録者数(空き室待ち使用予定者)

単身用 20戸 世帯用 2戸

3 応募資格

以下のすべての要件に該当するかた

- (1) 自立して日常生活ができるかた
- (2) 平成31年2月7日時点で満65歳以上であること。
(昭和29年2月8日以前の生まれのかた)

- (3) 現在、目黒区内に引き続き1年以上住民登録があり（平成30年2月8日以前に目黒区内に住民登録がある）、民間賃貸住宅に住んでいること。自家所有者（住宅又は土地の所有者で共有持分のあるかたも含む）は申し込めません。
- (4) 単身用に申し込むかたは、現在ひとり暮らし、世帯用に申し込むかたは現在二人暮らし（3親等以内）であること。
- (5) 原則として、2年以内（平成33年2月6日まで）に家主（所有者）の廃業または建替えによる現住宅の立ち退き（*1）、または住宅環境が劣悪な環境である（*2）により、現在住宅に困窮していること。
（家賃が高い、家主や近隣住民とトラブルがあるなどの理由では、条例・規則により応募資格に該当しません。）
- (6) 申し込むかたは、平成29年中の課税所得金額が下記の金額のとおりであること。
「2,568,000円」以下・・・単身用を申し込むかた
「2,948,000円」以下・・・世帯用を申し込むかた
- (7) (1)～(6)のすべてに該当し、常時介護を必要とするかた（障害をもつかたも含む）は、介護保険サービスなどを利用し自立した居宅生活ができていること。

*1 原則として2年以内の立ち退きという理由で申し込まれる場合は、立ち退き証明書を提出していただきます。

立ち退き証明書には、

立ち退きを要求する家主（所有者）の住所・氏名（印）・連絡先、家主と申込者の関係、申込者に対しての立ち退き理由・立ち退き期限が明記されているものをご用意ください。

*2 住宅設備が劣悪な環境であるという理由で申し込まれる場合は、現在お住まいの住宅について、平成31年2月8日（金）以降、お約束した日時に現地調査に伺います。

住宅設備が劣悪な環境であるとは？

主に、老朽住宅であり、居間が6畳以下（世帯は6畳二間以下）、台所が3畳以下（世帯は6畳以下）、トイレが室内に無い、浴室が無い、日当たりが悪い、2階以上のエレベーターのない住宅である

などの項目をさします。

4 申込み方法

総合庁舎本館 2階高齢福祉課の窓口で受け付けます。

申込み締切日 平成31年2月7日(木)まで

原則として、ご本人が直接、窓口でお申し込み下さい。
来庁が困難な場合は、事前に担当へご相談ください。

5 申込み時に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 平成29年中の所得が分かるもの。(ただし、平成29年中の所得を申告しているかたで、申込み時に課税調査に同意していただけるかたは不要です。)生活保護受給者は、受給者証明書をご提出ください。
- (3) 立ち退きの場合は家主の立ち退き証明書
(必要に応じて区の所定様式をお渡しします)
- (4) 本人の身分を証明するもの(保険証など)

6 公開抽選会

- (1) 応募資格の審査を行い、応募資格に該当したかたに、3月1日(金)ごろまでに公開抽選(抽選番号)のお知らせを発送します。
- (2) 平成31年3月6日(水)に実施する公開抽選会で「空き室待ち使用予定登録者順位」を決定します。
(平成32年1月31日まで有効)

7 入居開始

平成31年4月1日から平成32年1月31日までの間に、空き室が生じた高齢者福祉住宅を順次ご案内します。

8 その他

- (1) 住宅の選択はできません。
- (2) 応募資格審査は、抽選会前に行います。
- (3) 高齢者福祉住宅は17棟あります（都営住宅を除く）。
現在、高齢者福祉住宅には、浴室の設置がない、バリアフリー化がされていない住宅もあります。
- (4) 高齢者福祉住宅使用料（家賃）予定
単身用：月額 7,200円～46,900円
世帯用：月額23,800円～71,000円
その他に共益費は200円～2,000円程度。
所得及び住宅設備に応じて負担額が異なります。
- (5) 介護が必要になった場合
介護が必要になったかたは、介護保険申請を行い、介護保険サービスを利用しながら自立して居宅生活を送って下さい。
要介護状態が重度になり、ご本人が自立して居宅生活ができなくなった場合には、退去のご相談をさせていただきます。
- (6) その他の住宅のご相談は下記へお問い合わせ下さい。
 - ・民間賃貸住宅の情報提供や家賃助成などのご相談
住宅課居住支援係（総合庁舎本館6階、電話5722-9878）
 - ・都営住宅の募集は、公営住宅の窓口
（総合庁舎別館6階、電話3715-1871）

※日付は、現在の元号による年月日で表示しています。

高齢者福祉住宅に関するお問い合わせ先・申込み先

目黒区上目黒2-19-15 総合庁舎本館2階

目黒区健康福祉部高齢福祉課施設事業係

電話 5722-9403